主 文本件抗告を棄却する。 理 中

本件抗告の趣意は、被告人が提出した抗告申立書に記載されたとおりであるから、これを引用する。

論旨は、多岐にわたるが、その中心は、(イ)原審裁判官に対しては原決定前に被告人が忌避を申立てており、未だこれに対する裁判がなされていなかつたのであるから、同裁判官が自ら本件保釈請求に対し却下決定を下したのは違法であり、(ロ)被告人には罪証を隠滅すると疑われるような事情がないばかりか、被告人の留が続くと、被告人の妻と幼い三人の子の生活が破壊され、被告人の営業にも重大な支障が生じることになるから、本件保釈請求を却下したのは不当である、という点にあり、かつ、これらの点が法律上判断を加えるべき主張にあたると認められ

以上の次第であるから、被告人により忌避を申立てられていた原審裁判官が被告 人の請求にかかる本件保釈請求を却下した点には、所論のような違法はなく、 (イ)の論旨は排斥を免れない。

次に、記録により本件保釈請求を却下したことの当否について検討すると、本件起訴事件は、被害者が被告人の実兄の妻と肉体関係をもつたとして、実兄ら合計とし、被害者に暴行を加えたうえ、被害者とその実兄を脅迫して三回にわたり合計というものであるところ、被告人は捜査別またの事実を否認し、公判においてもこれを争つていること、原審第二回公司においてもこれを争つていること、原審第二回公司においてもの事実を否認し、公判においてもこれを争つであること、原審第二回公司に対したの本書の証人の取調を了したのみで他の重要証人の取調は未了であることを与いてあるによりの重要証人の取調は未了であることであるとができる。また、通信との事情があるので、原審が罪証隠滅のおそれが遺にと認められるいのは関係、健康状態、営業状況にきなれる原審における調査結果によっても、所論のように裁量により保釈を許すできない。

よつて、刑訴法四二六条一項により本件抗告を棄却することとし、主文のとおり 決定する。

(裁判長裁判官 桑田連平 裁判官 香城敏麿 裁判官 植村立郎)